

ゲームソフトウェア業

アニメーション制作業

リラクゼーション業

フィットネスクラブ

フリーランス
との取引が多い
業種を集中的に
調査

調査の結果

45名の事業者に対して、
契約書や発注書の記載、発注方法、支払期日の定め方等の是正
を求める指導を行った。

<指導の対象となった事例>

- ゲームソフトウェア業** オンラインゲームのイラスト制作の委託取引
→ 給付を受領する期日及び報酬の額を明示していなかった【取引条件の明示義務】
- アニメーション制作業** アニメーション作品の制作業務の全部又は原画の作成、音響演出等の委託取引
→ 検査完了日並びに報酬の額及び支払期日を明示していなかった【取引条件の明示義務】
- リラクゼーション業** 整体施術の業務の委託取引
→ 役務の提供を受ける期日及び場所を明示していなかった【取引条件の明示義務】
報酬の支払期日を「翌月10日まで」と記載し具体的な期日を特定していなかった【期日における報酬支払義務】
- フィットネスクラブ** グループレッスン業務の委託取引
→ 業務委託の開始後に取引条件の明示を行っており、明示を直ちに行っていなかった【取引条件の明示義務】
- フィットネスクラブ** SNSの動画等の投稿業務の委託取引
→ 報酬の支払期日を「請求書受領月の翌月末日」と設定していた【期日における報酬支払義務】